法第１３条第１項及び省令第７条に基づく書面（公共機関用）

（別紙１）　　建築物に係る解体工事

１．分別解体等の方法

工種ごとの作業内容及解体方法	工　　程	作　業　内　容	分　別　解　体　等　の　方　法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	②　屋　根　ふ　き　材	屋根ふき材の取り外し □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（　　）
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④ 基 礎 ・ 基 礎 ぐ い	基礎・基礎ぐいの取り壊し □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤その他 （　　）	その他の取り壊し □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　円（税抜き）

※　受注者の見積金額を記入する。

（注）・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施　設　の　名　称	所　在　地

４．再資源化等に要する費用（直接工事費等）　　円（税抜き）

（注）・運搬費を含む　　※受注者の見積金額を記入する

法第１３条第１項及び省令第７条に基づく書面（公共機関用）

（別紙２）　　建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

１．分別解体等の方法

工種ごとの作業内容及解体方法	工　　程	作　業　内　容	分　別　解　体　等　の　方　法
	①造　成　等	造成等の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④屋　　根	屋根の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　円（税抜き）

※　受注者の見積金額を記入する。

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施　設　の　名　称	所　在　地

４．再資源化等に要する費用（直接工事費等）　　円（税抜き）

（注）・運搬費を含む　　※受注者の見積金額を記入する

法第１３条第１項及び省令第７条に基づく書面（公共機関用）

（別紙３）　　建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

１．分別解体等の方法

工種ごとの作業内容及解体方法	工　　程	作　業　内　容	分　別　解　体　等　の　方　法
	①仮　　設	仮　設　工　事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	②土　　工	土　　工　　事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	③基　　礎	基　　礎　工　事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用
	⑥その他 （　　）	その他工事 □有　　□無	□　手作業 □　手作業・機械作業の併用

（注）分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

２．解体工事に要する費用（直接工事費）　　円（税抜き）

※　受注者の見積金額を記入する。

（注）・解体工事の場合のみ記載する。
・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
・仮設費及び運搬費は含まない。

３．再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施　設　の　名　称	所　在　地

４．再資源化等に要する費用（直接工事費等）　　円（税抜き）

（注）・運搬費を含む　　※受注者の見積金額を記入する